郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用するための具体的な仕組み

《「郵政民営化の基本方針」(関連部分(抄))》

1.基本的視点

- (2) 民間とのイコールフッティングの確保
 - ・ 郵貯と簡保の民営化前の契約(以下、「旧契約」と言う。)と民営化後の契約(以下、「新契約」と言う。)を分離した上で、新契約については、 政府保証を廃止し、預金保険、生命保険契約者保護機構に加入する。(通常貯金については、すべて新契約とする。)
- 2. 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み
- (4) 公社承継法人
 - ・ 郵貯と簡保の旧契約とそれに見合う資産勘定(以下、「公社勘定」と言う。)を保有する法人を、郵政公社を承継する法人として設立する。
 - ・公社勘定の資産・負債の管理・運用は、郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託する。
- 3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方
- (3) 郵便貯金会社
- (イ) 新旧契約の分離
- ・公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便貯金会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。
- (4) 郵便保険会社
- (イ) 新旧契約の分離
 - ・ 公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。
- (5) 公社承継法人
- (ア)業務の内容
- ・郵貯・簡保の既契約を引継ぎ、既契約を履行する。
- ・郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。
- (イ) 公社勘定の運用
 - ・ 公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。
- ・公社勘定の運用に際しては、安全性を重視する。
- ・ 公社勘定については、政府保証、その他の特典を維持する。
- ・公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させる。

(これまでの有識者会議における関連する議論)

- ・ 形としては信託スキームがすっきりしていると思うが、基本方針の「一括して運用する」という考え方との関係で疑問は残る。
- ・ どちらの案もイコールフッティング、新会社の暗黙政府保証の排除という要請に応えきれていない。何のための新旧勘定分離なのかが、民間 事業者に明確に説明できる必要がある。
- ・ 万が一新銀行が破綻した場合には、預金保険機構の負担になるため、損益が新旧のいずれから発生したのか、損失を誰が負担するのかが 明確になっている必要がある。
- ・ 信託スキームは、限定的ではあるが、勘定分離という要請には応えており、流動性についても新会社から供給できるのであれば、国債市場に も配慮したものとなる。
- ・ 旧勘定は新銀行のリスクアセットになるが、金利リスクに対応するだけの十分なエコノミック・キャピタルはあるのかについての検証が必要。そのために当初資本を持ってくるとしたら、業務肥大化につながりかねない。
- ・ 両案とも、旧勘定を少しでも早く分離し、イコールフッティングを実現すると同時に、新会社の抱える偶発債務をなくして、民営化への動きを加速するような仕組み、例えば、旧勘定を個人向け国債に転換するようなことが考えられないか。
- 特別預金スキームの場合、特別預金分の保証料を払わなくていいのかという問題がある。
- ・信託スキームでもリスクがあることは理解するが、特別預金スキームについては、旧勘定がどういうリターンになっているか明らかにする必要がある。
- · 信託スキームを用いた場合のALMのシミュレーションをしてほしい。
- ・ 保険についても、両案とも民間とのイコールフッティングの問題があるのではないか。セーフティネットの損益の帰属についても貯金と同様の 問題があり、どちらの勘定から発生した損益か、明確になっている必要があるのではないか。
- ・ 保険についても、分別管理が望ましいとの観点からすると、信託スキームが望ましいが、現在保険会社には信託業が認められていないことから、イコールフッティングの問題に影響しないか懸念はある。

《今回の有識者会議の議論》

考え方

新旧勘定を分離する意義

基本方針を踏まえ、以下のように整理されるのではないか。

(1) これまでの民営化事例では、既存の政府保証付債務も新会社が 承継することが通例であるが、今回は、

新会社が契約する預金(通常郵便貯金を含む。)・生命保険については政府保証は付かないものであること(預金保険機構・生命保険契約者保護機構に加入)

旧契約の郵便貯金・簡易生命保険については、引き続き政府 保証が付されるものであること

を、一般の利用者に対してより明確に示すために、旧契約に係る 政府保証付債務は公社承継法人に引き継ぐとの政策対応をとった もの。

(2) 法人格分離を行うことで、新会社の運用リスクが政府保証付債務に係る預金者及び保険契約者に及ぶ可能性を極力回避し、過去の政府保証から国民負担が生ずるリスクを回避するスキームを構築する基盤ができる。

スキームについて

(これまでの検討状況)

[ディスクローズ]

・基本方針に基づき「公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会 社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用 する。」こととなっているが、新会社の経営状況を的確に把握してい 〈観点からも、郵貯会社・郵保会社が「公社勘定の資産・負債の管

有識者の意見

新旧勘定の分離に関しては、人件費等のコスト計算をきちんと分けないと、コストが一方に偏るという弊害が出てくることから、きちんとしたルールを作ってその損益を把握し、ディスクローズしていく必要がある。

制度が変わる際には市場が不安定になるので、リスクフリー資産を どういう形で持つのかについて、市場にアナウンスメントする必要が ある。法制面でも、どの〈らい保有するのか明示する等して、マーケッ トに対して安心感を与えることが必要。

特別預金方式ということになる場合、管理会計上の新旧勘定の損益の把握・ディスクローズは当然ではないか。

また、合理的な損益を出す必要があるが、管理会計上の損益というのはかなり幅広い概念であり、管理会計について明確で意味を持たせた概念とした上で、きちんとやって欲しい。

一括運用に関しては、市場へのインパクトという観点から、情報開 示は当然である。

特に、政府保証があるお金を窓口が取り扱うことになるが、新会社の委託部分と旧勘定からの委託の部分とがはっきり見えていないと、 クロスサブの問題が発生する可能性もある。

よく、生保で起こることだが、外務員は、手数料設定の仕組み次第とは思うが、旧契約を新契約に乗り換えさせる募集をしている。手数

理」部分について管理会計上の損益を把握し、公表していく必要があるのではないか。

[イコールフッティングなど]

- ・特別預金が預金保険の対象とならないことから、郵便貯金会社に超過利得が生じるとの見方も可能(信託においても損益が新会社に帰属することから同様)であり、イコールフッティングの観点や骨格経営試算も踏まえ、更に検討を進めるべきではないか。
- ・基本方針に基づき、旧勘定の損益が新会社に帰属する以上、新会社(銀行法上の銀行 又は保険業法上の生命保険会社)の経営責任の範囲の明確化という観点も加味して、具体的な制度設計を行うべきではないか。
- ・ 以上のことを踏まえ、法制的な詰めも更に進め、最も適切なスキームを検討する必要があるのではないか。
- (参考) 前回(16.10.28 第15回有識者会議)説明のポイント 資産規模とリスク

特別預金・再保険スキームは、外観上資産規模は相対的に大きいが、その分、抱えるリスクの一覧性がある。

信託スキーム(共通)は、外観上資産規模は相対的に小さく見えるが、事後的に損益が移転されることを考慮すれば、信託勘定分のリスクも抱えることになり、すなわち、一覧性に欠ける。

なお、新会社がトータルとして運用する資産規模も特別預金スキーム、信託スキームで差異はない(約200兆円)。

料設定の仕組みにより、新会社へのシフトを早くすることも遅らせることもできる。経営の自由度と言われるが、手数料設定は、全体の制度設計に大きく影響するので、しっかり見ておく必要がある。

特別預金方式の場合には、ディスクローズとイコールフッティングについて検討を進めてもらうということだと思う。

特別預金方式については、安全性資産の保有を検討とあるが、これが明確に担保されているということが外から見ても分かるようなディスクローズとして欲しい。また、損益のディスクローズについても十分配意して欲しい。

セーフティネットの範囲に関して、特に保険については民営化前後で変わる面があるので、利用者にきちんと説明していくことを担保すべき。

特別預金に関する預金保険料相当分の新会社への帰属については、全体の制度設計の中で、どう考えていくのかを念頭に置いておく必要がある。

旧勘定分の保証については、政府に保証料相当額を支払うことにより、民間に対してイコールフッティングを確保していることを示す方法もあるのではないか。

郵便保険会社民有民営後の公社承継法人契約の取扱い

「郵政民営化の基本方針」(関連部分(抄))

- 2. 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み
- (4)公社承継法人
 - ・公社勘定の資産・負債の管理・運用は、郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託する。
- 3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方
- (4)郵便保険会社
 - (イ)新旧契約の分離
 - ・公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。
- (5)公社承継法人
 - (ア)業務の内容
 - ・郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。
 - (イ)公社勘定の運用
 - ・公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。

これまでの有識者会議における関連する議論

保険については、10年後でも旧勘定の残高が相当残るので、その後の取扱いを明確にすべき。

今回の有識者会議の議論

考え方

- 1 郵政民営化時点(2007年4月)においては、郵便保険会社の 円滑な民営化を進める観点から、公社承継法人と郵便保険会社との 間で、承継時に再保険(信託)及び業務委託契約が締結されたもの としてはどうか。
- 2 郵政民営化以降も、旧簡易生命保険契約は、民有民営後も長期に わたり継続することから、再保険(信託)及び業務委託契約は、終 期を定めないこととし、解除条件をそれぞれの契約に規定し、解除 の効果は主務大臣の認可にかからしめてはどうか。

公社承継法人は、再保険(信託)及び業務委託契約が解除された 場合には、主務大臣の認可を受けて、他の保険会社と契約を締結で きることとしてはどうか。

3 完全民有民営化後においても、原則2と同様の取扱いとしてはどうか。

有識者の意見

保険は10年以上公社承継法人が継続し、再保険を他の 保険会社と締結することも想定されるのであれば、旧契約 者の保護の観点からも公社承継法人のガバナンスをしっか り制度設計することが必要ではないか。

旧契約の利益は旧契約者への配当にまわし、新契約には 使わない、新会社の運用の補てんとして使わないというこ とで制度設計をしてもらいたい。

旧勘定についての経営責任をどう考えるか。民営化後に、 旧勘定が赤字になった場合に、既契約の商品性が悪かった からか、新会社の運用が悪かったからか、経営責任をはっ きりさせる必要がある。資産運用については、新旧の区分 をはっきりすることと、責任のあり方を明確にする必要が ある。

保険について、旧契約のお客さんに新しい商品を売るときに、旧のお客さんのところにも行く。新を売るときに、旧の顧客のメンテナンスもやると思う。旧契約の利益が旧契約の契約者配当にまわされるというのなら、現場での区分をどうするかという問題も考えておくべきではないか。

保険集団で考えると、新契約の乗り換えが起こり、旧勘 定にリスクの高い契約だけが残ることもありうる。旧勘定 としても危険準備金、価格変動準備金等がきちんと積み立 てられている必要があるのではないか。 旧契約については、政府保証がついているが、新契約に ついては、政府保証がはずれ、保険契約者保護機構に加入 することとなっている。旧契約についても、政府保証の分 の保証料相当額を国に支払うことでイコールフッティング が成り立つという考えもあるのではないか。

監視組織の具体的な機能について

「郵政民営化の基本方針」(関連部分(抄))

6. 推進体制の整備

(イ)民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。

これまでの有識者会議における関連する議論

中立性を担保し、強力な組織とすべき。

- 3条機関の権限は強いが制約もある。8条機関の権限の範囲内でできるだけ強くすべき。
- 8条機関の食品安全委員会はしっかりした役割を果たしており、そういうスタイルが候補となる。

推進本部に直結した方がいい。

政府の組織がいろいろできるのは困る。監視組織は役割が終わればなくすべきであり、設置期限を設けるべき。

監視組織の役割として最も重要なのはイコールフッティングの確保。

民営化後、様々なことが出てくるだろうから、関与事項は、状況に応じて柔軟に決めていくべき。

経営の自由度の確保、金融庁や公正取引委員会といった既存の行政機関の存在を考慮して、関与事項は重要なものに限定すべき。 時限的に狭い範囲で強い権能を持つべき。

透明性は事前的にも事後的にも確保すべき。

今回の有識者会議の議論

考え方

監視組織は、移行期において、イコールフッティングの確保や経営の自主性の観点から監視し、民営化の進捗状況や経営上の重要事項について意見を述べることができることとしてはどうか。 更に、必ず監視組織の意見を聴くべき事項として、どのような事項が考えられるか。

< 例 >

(窓口関係)

・取り扱う業務の範囲

(貯金・保険関係)

- ・預入限度額・加入限度額の引上げ・撤廃の進め方
- ・貸付等の業務範囲の段階的拡大の進め方
- ・「民有民営」実現の判断

有識者の意見

人選が大切。利害関係者が入るのはどうか。既存の組織(証券取引等監視委員会など)の経験が参考になるのではないか。

監視組織が恣意的な判断をしないよう、ルールをしっかり決めておくべき。

監視組織が経営の自由度拡大と民業圧迫の両方の観点を 1 0 年間どのようにバランスをとっていくのかをあらかじめ示すべき。

役割についてはもっと幅広く。例えば、貯金・保険の新商品発売、「民有民営」については実現の判断だけでなく株式の売却の進め方、受委託関係のあり方(拘束の仕方や適正な委託料の設定)、貯金・保険の直営店の設置、貢献度に応じた報酬・ストックオプションなど人事・労務の民間的手法の活用など。

推進本部の下で本部に対して責任を負う監視組織と新会社のボードの役割分担を明確にし、事前に枠組を固めておくことが重要。例えば市場動向を見ながら株式売却を進めるのはボードの役割。

ボードは収益の最大化を考えるものであり、イコールフッティング、民業圧迫の観点からのチェックは監視組織でなければできない。

経営がうまくいかないケースもありうるので、民業圧迫の観点 に加え、経営の自由度拡大の観点も大切で、両者のバランスをと るべき。

監視組織のモニタリングの柱がイコールフッティングの確保 だとすると、給与等は新会社の経営に委ねることではないか。監

視組織とボードがそれぞれの立場からガバナンスを働かせ、その バランスの中で民営化を進めていくべき。